

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定について

1 改定経緯

衆議院議員選挙区画定審議会設置法および公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が平成29年6月16日に公布された。これを受けた政令により、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定は同年7月16日から施行され、同日以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙から適用されることとなった。

2 品川区における新選挙区

東京都第3区 （品川区のうち「東京都第7区」に属しない39の投票区）

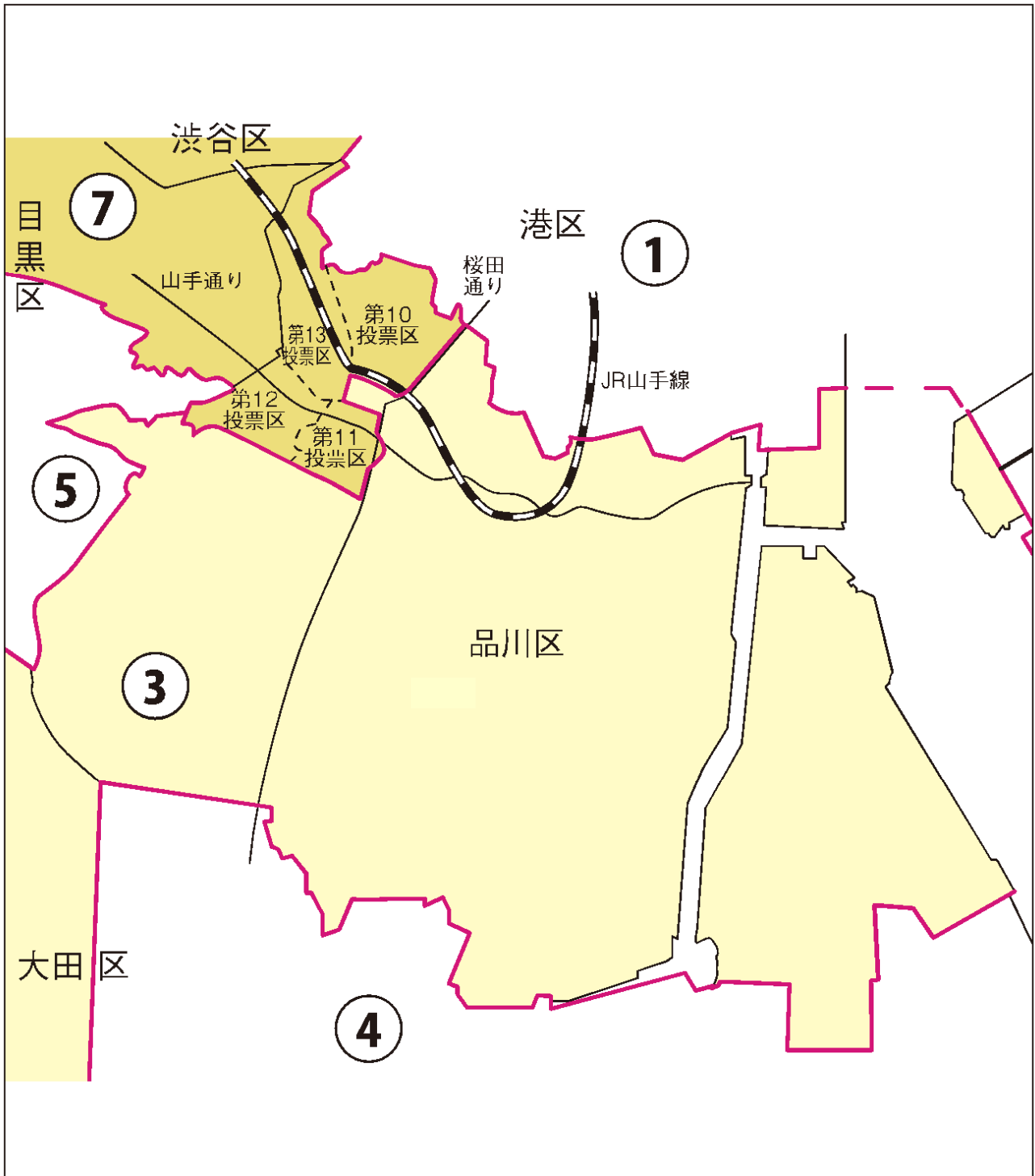
東京都第7区

投票区	町丁名
第10投票区	東五反田4丁目
	東五反田5丁目
	上大崎1丁目
第11投票区	西五反田2丁目22番～32番
	西五反田3丁目7番、8番
	西五反田5丁目3番～6番 15番～22番 31番、32番
	西五反田6丁目
	西五反田7丁目
	西五反田8丁目1番～3番
第12投票区	西五反田3丁目9番～16番
	西五反田4丁目
	西五反田5丁目1番、2番 7番～14番 23番～30番
第13投票区	上大崎2丁目
	上大崎3丁目
	上大崎4丁目
	西五反田3丁目1番～6番

3 周知方法

ホームページ、広報しながら、関連町会への周知

[改定後]



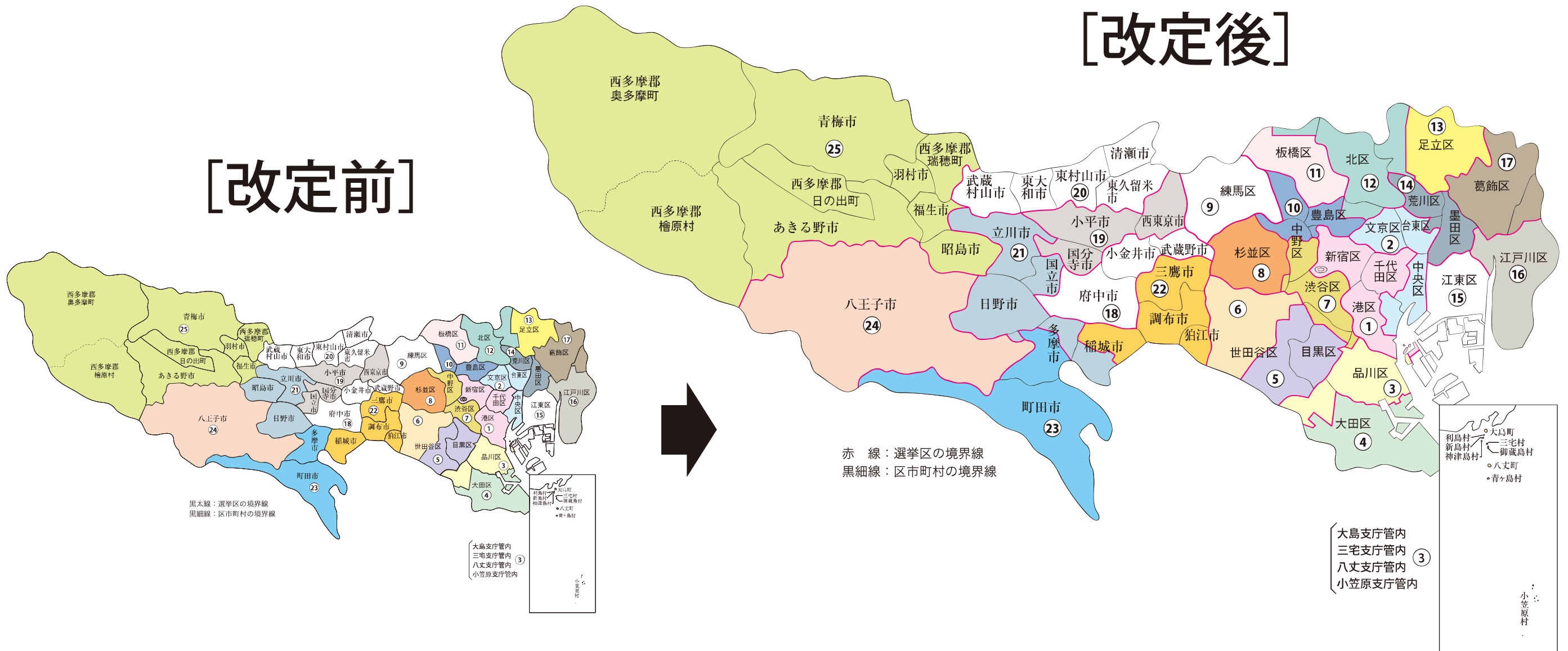
丸数字は選挙区番号

衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

東京都

[改定後]

[改定前]



お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 都道府県選挙管理委員会
- 市区町村選挙管理委員会

新選挙区

第1区の区域		第2区の区域		第3区の区域				
<p>千代田区 港区 港区芝地区総合支所管内（芝5丁目、三田1丁目、三田2丁目及び三田3丁目に属する区域に限る。） 港区麻布地区総合支所管内 港区赤坂地区総合支所管内 港区高輪地区総合支所管内 港区芝浦港南地区総合支所管内（芝浦1丁目、芝浦2丁目、芝浦3丁目、海岸2丁目及び海岸3丁目（1番から3番まで、14番から19番まで及び22番から30番まで）に属する区域を除く。）</p>	<p>新宿区 本庁管内 新宿区四谷特別出張所管内 新宿区笹笥町特別出張所管内 新宿区榎町特別出張所管内 新宿区若松町特別出張所管内 新宿区大久保特別出張所管内 新宿区戸塚特別出張所管内 新宿区落合第一特別出張所管内 下落合1丁目、下落合2丁目、下落合3丁目、下落合4丁目、中落合2丁目、高田馬場3丁目 新宿区柏木特別出張所管内 新宿区角筈特別出張所管内</p>	<p>中央区 港区 第1区に属しない区域 文京区 台東区 台東1丁目～4丁目、柳橋1丁目、柳橋2丁目、浅草橋1丁目～5丁目、鳥越1丁目、鳥越2丁目、蔵前1丁目～4丁目、小島1丁目、小島2丁目、三筋1丁目、三筋2丁目、秋葉原、上野1丁目～7丁目、東上野1丁目～5丁目、元浅草1丁目～4丁目、寿1丁目～4丁目、駒形1丁目、駒形2丁目、北上野1丁目、北上野2丁目、下谷1丁目、下谷2丁目（1番から12番まで、13番6号から13番13号まで及び16番から23番まで）、下谷3丁目、根岸1丁目～5丁目、入谷1丁目（4番から8番まで、15番から20番まで及び29番から31番まで）、入谷2丁目（34番から39番まで）、竜泉1丁目～3丁目、西浅草1丁目、雷門1丁目、雷門2丁目、浅草1丁目、浅草2丁目（1番から12番まで及び28番から35番まで）、花川戸1丁目、花川戸2丁目、千束2丁目（33番から36番まで）、日本堤2丁目（36番から39番まで）、三ノ輪1丁目、三ノ輪2丁目、池之端1丁目～4丁目、上野公園、上野桜木1丁目、上野桜木2丁目、谷中1丁目～7丁目</p>	<p>品川区 品川区品川第一地域センター管内 品川区品川第二地域センター管内 品川区大崎第一地域センター管内 東五反田1丁目～3丁目、西五反田1丁目、西五反田2丁目（1番から21番まで）、西五反田8丁目（4番1号から4番13号まで、5番、6番10号から6番23号まで、7番及び8番）、小山台1丁目、小山1丁目、荏原1丁目 品川区大崎第二地域センター管内（西五反田6丁目及び西五反田7丁目に属する区域を除く。） 品川区大井第一地域センター管内 品川区大井第二地域センター管内 品川区大井第三地域センター管内 品川区荏原第一地域センター管内 品川区荏原第二地域センター管内 品川区荏原第三地域センター管内 品川区荏原第四地域センター管内 品川区荏原第五地域センター管内 品川区八潮地域センター管内</p>	<p>大田区 大田区嶺町特別出張所管内 大田区田園調布特別出張所管内 大田区鶴の木特別出張所管内（鶴の木2丁目及び鶴の木3丁目に属する区域に限る。） 大田区久が原特別出張所管内（千鳥1丁目及び池上3丁目に属する区域を除く。） 大田区雪谷特別出張所管内 大田区千束特別出張所管内 東京都大島支庁管内 東京都三宅支庁管内 東京都八丈支庁管内 東京都小笠原支庁管内</p>				
第4区の区域		第5区の区域		第6区の区域	第7区の区域		第8区の区域	
<p>大田区 第3区に属しない区域</p>	<p>目黒区 目黒区北部地区サービス事務所管内（上目黒2丁目（47番から49番まで）に属する区域に限る。） 目黒区東部地区サービス事務所管内（中目黒5丁目、下目黒4丁目（21番から23番まで）、下目黒5丁目（8番から37番まで）、下目黒6丁目及び目黒本町1丁目に属する区域に限る。） 目黒区中央地区サービス事務所管内（目黒4丁目（6番から11番まで）に属する区域を除く。） 目黒区南部地区サービス事務所管内 目黒区西部地区サービス事務所管内</p>	<p>世田谷区 世田谷区池尻まちづくりセンター管内 世田谷区太子堂まちづくりセンター管内 世田谷区下馬まちづくりセンター管内 世田谷区上馬まちづくりセンター管内 世田谷区代沢まちづくりセンター管内 世田谷区奥沢まちづくりセンター管内</p>	<p>世田谷区九品仏まちづくりセンター管内 世田谷区等々力まちづくりセンター管内 世田谷区上野毛まちづくりセンター管内 世田谷区用賀まちづくりセンター管内 世田谷区深沢まちづくりセンター管内</p>	<p>世田谷区 第5区に属しない区域</p>	<p>品川区 第3区に属しない区域 目黒区 第5区に属しない区域</p>	<p>渋谷区 中野区 南台1丁目～5丁目、弥生町1丁目～6丁目、本町1丁目～6丁目、中央1丁目～5丁目、東中野1丁目、東中野2丁目、東中野4丁目、東中野5丁目、中野1丁目～4丁目、中野5丁目（10番から68番まで）、新井1丁目（1番から35番まで）、新井2丁目、新井3丁目、野方1丁目、野方2丁目（1番から31番まで及び41番から62番まで） 杉並区（方南1丁目及び方南2丁目に属する区域に限る。）</p>	<p>杉並区 第7区に属しない区域</p>	
第10区の区域				第11区の区域				
<p>新宿区 第1区に属しない区域 中野区 第7区に属しない区域</p>	<p>豊島区 本庁管内 東池袋1丁目～5丁目、南池袋1丁目～4丁目、西池袋1丁目～5丁目、池袋1丁目～4丁目、池袋本町1丁目～4丁目、雑司が谷1丁目～3丁目、高田1丁目～3丁目、目白1丁目～4丁目 豊島区東部区民事務所管内（南大塚3丁目及び東池袋5丁目に属する区域に限る。） 豊島区西部区民事務所管内</p>	<p>練馬区 旭丘1丁目、旭丘2丁目、小竹町1丁目、小竹町2丁目、栄町、羽沢1丁目～3丁目、豊玉上1丁目、豊玉北1丁目、豊玉北2丁目、桜台1丁目～6丁目、錦1丁目、錦2丁目、氷川台1丁目～4丁目、平和台1丁目～4丁目、早宮1丁目～4丁目、北町1丁目～8丁目、田柄1丁目、田柄2丁目、田柄3丁目（14番から30番まで）、田柄4丁目、田柄5丁目（21番から28番まで）、光が丘1丁目</p>	<p>板橋区 本庁管内 板橋1丁目～4丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、大山東町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口1丁目、大谷口2丁目、向原1丁目～3丁目、小茂根1丁目～5丁目、常盤台1丁目～4丁目、南常盤台1丁目、南常盤台2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、上板橋1丁目～3丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村1丁目～3丁目、坂下1丁目～3丁目、東坂下1丁目、東坂下2丁目、小豆沢1丁目～4丁目、西台1丁目～4丁目、中台1丁目～3丁目、若木1丁目～3丁目、蓮根1丁目～3丁目、相生町、前野町1丁目～6丁目、三園2丁目、東山町、桜川1丁目～3丁目、高島平1丁目～9丁目、新河岸3丁目 東京都板橋区赤塚支所管内</p>					
第12区の区域		第13区の区域	第14区の区域	第16区の区域			第17区の区域	第19区の区域
<p>豊島区 第10区に属しない区域 北区 板橋区 第11区に属しない区域</p>	<p>足立区 入谷1丁目～9丁目、入谷町、扇2丁目、小台1丁目、小台2丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、江北1丁目～7丁目、血沼1丁目～3丁目、鹿浜1丁目～8丁目、新田1丁目～3丁目、椿1丁目、椿2丁目、舎人1丁目～6丁目、舎人公園、舎人町、堀之内1丁目、堀之内2丁目、宮城1丁目、宮城2丁目、谷在家2丁目、谷在家3丁目</p>	<p>足立区 第12区に属しない区域</p>	<p>台東区 第2区に属しない区域 墨田区 荒川区</p>	<p>江戸川区 本庁管内 中央1丁目～4丁目、松島1丁目～4丁目、松江1丁目～7丁目、東小松川1丁目～4丁目、西小松川町、大杉1丁目～5丁目、西一之江1丁目～4丁目、春江町4丁目、一之江1丁目～8丁目、西瑞江4丁目、江戸川4丁目、松本1丁目、松本2丁目 江戸川区小松川事務所管内 江戸川区葛西事務所管内 江戸川区東部事務所管内 江戸川区鹿骨事務所管内</p>			<p>葛飾区 江戸川区 第16区に属しない区域</p>	<p>小平市 国分寺市 西東京市</p>
第21区の区域				第22区の区域	第23区の区域	第24区の区域	第25区の区域	
<p>八王子市（東中野及び大塚に属する区域に限る。） 立川市 日野市 国立市</p>		<p>多摩市 関戸、関戸1丁目～4丁目、関戸5丁目（1番から8番まで及び13番から31番まで）、連光寺、連光寺1丁目～6丁目、東寺方1丁目、一ノ宮、一ノ宮1丁目～4丁目、聖ヶ丘1丁目（1番から24番まで、35番及び44番）、聖ヶ丘2丁目～5丁目 稲城市 坂浜、平尾、平尾1丁目～3丁目、長峰1丁目～3丁目、若葉台1丁目～4丁目</p>	<p>三鷹市 調布市 狛江市 稲城市 第21区に属しない区域</p>	<p>町田市 多摩市 第21区に属しない区域</p>	<p>八王子市 第21区に属しない区域</p>	<p>青梅市 昭島市 福生市 羽村市</p>	<p>あきる野市 西多摩郡</p>	

※第9区、第15区、第18区、第20区は選挙区の変更はありません。